

平成 21 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社MAGねっとホールディングス
代表者名 代表取締役社長 大島 嘉仁
(JASDAQ コード 8073)
問合せ先 取締役 吉田 智大
(TEL 03-5643-0620)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

平成21年6月17日付『「訴訟の提起に関するお知らせ」の経過（異議申立）について』（以下、「平成21年6月17日付リリース」という。）にてお知らせいたしました、当社、株式会社ジャスティス債権回収及び株式会社Jファクター（以下、「当社及び子会社2社」といいます。）が、東京地方裁判所に申し立てておりました、株式会社SFCG（以下、「SFCG」といいます。）破産管財人瀬戸英雄（以下、「破産管財人」といいます。）に対する異議訴訟において、本日訴訟上の和解が成立いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解にいたるまでの経緯

SFCGは、当社及び子会社2社がSFCGに対して現在及び将来保有する債権を担保するため、一般貸付債権（以下、「資産①」といいます。）及び、子会社株式等その他資産（以下、「資産②」といいます。）を当社及び子会社2社に対して差し入れておりました。

この状況下、SFCGが平成21年2月23日民事再生手続申立てを行ったことで期限の利益を喪失したため、当社及び子会社2社は債権の保全を目的として、平成21年2月23日付にて資産①及び資産②に対する担保権を実行いたしました。

これに対し、破産管財人は、SFCGの行った当社及び子会社2社への譲渡担保設定行為が無償行為であるとして、平成21年4月28日付（訴状到達日 平成21年5月1日）にて否認請求を行い、平成21年5月19日付（決定通知書送達日 平成21年5月21日）で、東京地方裁判所は破産管財人の請求を認容する決定を下しました。

これを受けて、当社及び子会社2社は、平成21年6月17日付にて、この決定に対する異議申し立てを行い、係争中でありましたが、今般、同裁判所より提示された和解案に基づき、以下の内容にて訴訟上の和解が成立いたしました。

2. 和解の内容

(1) 資産①のうち

- i. 商工ローン債権については、1/3 を当社帰属とし、2/3 を破産管財人帰属とする。
- ii. 不動産担保ローン債権については、破産管財人帰属とする。

(2) 資産②については、破産管財人帰属とする。

なお、平成 21 年 6 月 17 日付リリースにあります、「2. 当社に係る否認請求の申立ての内容について」につきましては、引き続き係争中ですが、早期の解決に向けて取り組んでまいります。

3. 業績に与える影響

当社グループは、平成 21 年 3 月期決算において、本訴訟に関する引当金 1,251 百万円を計上済みであります。今般の和解が平成 22 年 3 月期の業績予想（平成 21 年 11 月 11 日発表）に与える影響は、現在精査中であり、判明次第速やかに開示いたします。

以 上